

国民健康保険にご加入の方へ ジェネリック医薬品を活用しましょう

ジェネリック医薬品(後発医薬品)を積極的に利用することで、薬代にかかる医療費を節約することができ、一人一人の節約が、制度全体では大きな効果を生みます。

●ジェネリック医薬品とは

ジェネリック医薬品(後発医薬品)は、先発医薬品に比べて価格が安く設定されており、薬代の負担が軽くなります。また、中には飲みやすくなるように薬の大きさ・味・においの改良や保存性の向上など、より工夫されたものがあります。

●信頼できる薬です

ジェネリック医薬品は、先発医薬品と同様の安全基準を満たし、厚生労働省の承認基準をクリアしている信頼できる薬です。

●まずはお医者さんに相談を

全ての薬にジェネリック医薬品があるわけではありません。また医療用医薬品のため、病院や診療所の医師による処方箋が必要です。症状によつては、先発医薬品を使用した方がいいと医師が判断する場合があります。

●ジェネリック医薬品差額通知

ジェネリック医薬品を使用した場合、1カ月の自己負担額が100円以上軽減される可能性がある方を

対象に、参考として「ジェネリック医薬品に関するお知らせ」を送付しています。発送時期は年2回、6月下旬(4月診療分)と12月下旬(10月診療分)です。

※ジェネリック医薬品への切り替えを強制するものではありません。
※薬によつては、ジェネリック医薬品への切り替えができない場合があります。

●ジェネリック医薬品の希望シール

皆さまの窓口負担を節約できるジェネリック医薬品の利用を促進するため、ジェネリック医薬品への切り替えの意思を手軽に伝えることができるシールを配布しています。ジェネリック医薬品を希望される方は、このシールを資格確認書などに貼つてご利用ください。

問 住民課 (吉備庁舎)

医療保険の切り替え手続き お忘れではありませんか

●職場の健康保険をやめたとき・家族の健康保険の扶養から外れたとき

職場の健康保険をやめて、新しい職場の健康保険などに加入するまでの期間は、国民健康保険への加入手続きが必要です。
・申請に必要な物

①健康保険資格喪失証明書

※本書は会社または健康保険組合から受け取ってください。また、できれば会社の電話番号を控えてください。

②来庁者の本人確認書類(マイナンバーカードなど)

●職場の健康保険に加入したとき・家族の健康保険の扶養に入ったとき

現在、国民健康保険に加入している方で、他の保険(職場の健康保険など)に加入した場合は、必ず届けてください。

・申請に必要な物

①新しい保険が分かる物(職場の健康保険資格確認書など)

②国民健康保険資格確認書または資格情報のお知らせ(返却のため)

③来庁者の本人確認書類(マイナンバーカードなど)

※来庁者が同一世帯員でない場合は、委任状が必要です。

・その他

他の健康保険に加入した後、医療機関で誤つて国民健康保険を使用し、診療を受けた場合、国民健康保険から支払われた金額を返還いただくこととなります。他の健康保険に加入し、新しい資格確認書または資格情報のお知らせが手元に届くまでの間はご注意ください。

問 住民課 (吉備庁舎)

調査

令和8年(2026年)

経済センサス・活動調査

総務省・経済産業省は、令和8年(2026年)6月1日を基準日として「令和8年(2026年)経済センサス・活動調査」を実施します。本調査は、全国全ての事業所および企業(個人事業主を含む)を対象とする、統計法に基づく報告義務のある重要な統計調査です。

4月にインターネット回答用の調査書類が郵送されますので、ぜひインターネットでのご回答をお願いします。

なお、インターネットで未回答の事業所や新たに把握した事業所には、5月に都道府県知事が任命する調査員が訪問し、紙の調査票を配布します。インターネットでご回答いただくか、記入した紙の調査票を調査員へ提出、または市町村へ郵送提出してください。

調査へのご理解とご協力をお願いします。

問 総務課 (吉備庁舎)